

## 【学校において予防すべき感染症】

病名	出席停止期間	提出書類
<b>第2種</b>		
インフルエンザ	* 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで（幼児の場合は3日）※発症日を0日とする	療養報告書（学校・ホームページ） ※保護者記入
新型コロナウイルス感染症	* 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで ※発症日を0日とする	療養報告書（学校・ホームページ） ※保護者記入
百日咳	* 特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	登校許可証（病院）
麻疹（はしか）	* 解熱した後3日を経過するまで	登校許可証（病院）
流行性耳下腺炎（おたふく）	* 耳下腺、顎下腺または、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	登校許可証（病院）
風疹（三日ばしか）	* 発疹が消失するまで	登校許可証（病院）
水痘・帯状疱疹（みずぼうそう）	* すべての発疹が痂皮化するまで	登校許可証（病院）
咽頭結膜熱（プール熱）	* 主要症状が消退した後2日を経過するまで	登校許可証（病院）
結核	* 病状により医師において感染の恐れがないと認めるまで	登校許可証（病院）
髄膜炎菌性髄膜炎	* 病状により医師において感染の恐れがないと認めるまで	登校許可証（病院）
<b>第3種（川崎市医師会では出席停止の基準）</b>		
溶連菌感染症	* 病状により医師において感染の恐れがないと認めるまで	登校許可証（病院）
急性出血性結膜炎	* 病状により医師において感染の恐れがないと認めるまで	登校許可証（病院）
流行性角結膜炎	* 病状により医師において感染の恐れがないと認めるまで	登校許可証（病院）

※その他の第3種伝染病「マイコプラズマ肺炎」「伝染性紅斑（りんご病）」「手足口病」などは、医師が登校できないと判断したときのみ出席停止となり、そうでない場合は病欠となり、病欠となります。